

令和3年8月25日

事業主各位

山口労働局雇用環境・均等室長

## 山口労働局主催改正法説明会の開催について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成31年4月以降、「働き方改革関連法」が順次施行されているところですが、本年6月に「育児・介護休業法及び雇用保険法」が改正され、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設や育児休業給付の見直し等が、令和4年4月から段階的に施行されます。

また、昨年6月に改正された「労働施策総合推進法」に基づく職場のパワーハラスメント防止措置が、令和4年4月から中小事業主に対しても義務化されます。

さらに「女性活躍推進法」の改正により、現在、労働者301人以上の企業に義務付けられている一般事業主行動計画の策定や公表等が、令和4年4月以降は、労働者101人以上の企業についても義務となります。

これらの改正法令等の内容について御理解いただき、法に沿った雇用管理としていただくため、別添のとおり説明会を開催することといたしましたので、是非、御参加いただきますようお願い申し上げます。

なお、説明会に御参加いただけない場合も、雇用環境・均等室では、担当スタッフによる職場環境整備に係る相談や各種助成金制度の活用による支援等を行っておりますので、お気軽に御相談いただきますようお願いいたします。

### 【問い合わせ先】

山口労働局 雇用環境・均等室

電話 083-995-0390

FAX 083-995-0389

山口労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/>



**「改正育児・介護休業法及び雇用保険法」「パワハラ対策義務化」「改正女性活躍推進法」への対応はお済みですか？ 山口労働局主催改正法説明会を開催します！！**

「改正育児・介護休業法及び雇用保険法」、「改正労働施策総合推進法」及び「改正女性活躍推進法」が、令和4年(2022年)4月以降、段階的に施行・義務化されます。

今後、改正法への対応が求められることから、厚生労働省山口労働局雇用環境・均等室において、以下のとおり改正法説明会を開催いたしますので、この機会に、是非ご参加いただきますようご案内申し上げます。

日程	会場	定員	申込期限
令和3年11月16日(火) 13時30分～16時10分	下関会場 (海峡メッセ下関 国際会議場) 下関市豊前田町 3-3-1	70人	令和3年 10月15日(金)
令和3年11月26日(金) 13時30分～16時10分	維新会場 (維新ホール 会議室 201ABC) <small>無料駐車場なし</small> 山口市小郡令和 1-1-1	90人	
令和3年11月30日(火) 13時30分～16時10分	山口会場 1 (山口県総合保健会館 第1研修室) 山口市吉敷下東 3丁目 1-1	90人	
令和3年12月7日(火) 13時30分～16時10分	周南会場 (周南地域地場産業振興センター会議室 1) 周南市鼓海 2-118-24	50人	
令和3年12月9日(木) 13時30分～16時10分	岩国会場 (シンフォニア岩国 大会議室) 岩国市三笠町 1-1-1	40人	
令和4年1月13日(木) 13時30分～16時10分	山口会場 2 (山口県総合保健会館 多目的ホール) 山口市吉敷下東 3丁目 1-1	150人	

※1) 申込みは**先着順**で定員になり次第締め切らせていただきます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、定員を通常の収容人数以下としておりますので、1社1名の参加に限らせていただきます。いずれの会場も駐車台数に限りがあり、駐車できない場合があります。

※2) ご希望の会場以外の会場へご案内させていただくことがあります。

主催	厚生労働省 山口労働局雇用環境・均等室
後援	山口県
内容	・改正育児・介護休業法 ・パワーハラスメント対策の義務化 ・改正女性活躍推進法 等

参加料	無料
申込み	下記参加申込票にご記入の上、切り取らずにそのままFAXしてください。 申込先：山口労働局 雇用環境・均等室 (TEL:083-995-0390)



**FAX番号：083-995-0389**

山口労働局主催改正法説明会 参加申込票						
参加日	11/16 (火) (下関会場)	11/26 (金) (維新会場)	11/30 (火) (山口会場 1)	12/7 (火) (周南会場)	12/9 (木) (岩国会場)	1/13 (木) (山口会場 2)
	※参加を希望される日(1会場)に○印をつけてください。					
参加者	(事業所名)			(職・氏名) <small>フルネームで記載願います</small>		
連絡先	(電話番号)			(郵便番号)		

※ 当日は、この「参加申込票」をご持参の上、受付にご提出ください。

※ 記入いただいた個人情報は、本説明会参加者名簿の作成以外には使用いたしません。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の事項にご留意の上、ご参加ください。

当日はマスク着用での参加をお願いいたします。発熱や風邪症状がある方は、参加をご遠慮願います。



# 改正法の概要と施行日

※詳細は山口労働局HPを参照

改正法律と概要		施行日
育児・介護休業法 及び雇用保険法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子の出生直後の時期の柔軟な育児休業の創設</li> <li>・雇用環境整備、妊娠・出産の申し出をした労働者に対する個別周知・意向確認の措置義務化</li> <li>・育児休業の分割取得</li> <li>・有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件緩和</li> <li>・育児休業取得状況の公表の義務化</li> <li>・上記の改正を踏まえ、育児休業給付の整備</li> </ul>	令和4年4月1日から順次施行
労働施策総合推進法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パワーハラスメント防止措置の義務化等</li> <li>・事業主へ相談をした労働者に対する不利益取扱いの禁止</li> <li>・労働局長による事業主への助言・指導、紛争解決援助・調停</li> </ul>	◎中小企業(※下表参照) 令和4年4月1日から義務化 ◎大企業 令和2年6月1日から義務
女性活躍推進法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般事業主行動計画の策定・届出、情報公表の義務化</li> </ul>	◎労働者数101人以上の企業 令和4年4月1日から義務化
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公表の強化 (自社の女性労働者の活躍状況について2項目以上を公表)</li> <li>・プラチナえるぼし認定の創設</li> </ul>	◎労働者数301人以上の企業 令和2年6月1日から義務
	(省令改正) 「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供(働きがい)」と「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備(働きやすさ)」の2つの区分から1つ以上の項目を選択し、数値目標を2つ以上設定	◎令和2年4月1日以降が始期となる一般事業主行動計画を策定した労働者数301人以上の企業
パートタイム・ 有期雇用労働法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一企業内における正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止</li> <li>・労働者に対する説明義務の強化</li> </ul>	令和3年4月1日から全面施行 (中小企業にも適用)
男女雇用機会均等法	(指針改正) ・母性健康管理措置(妊産婦が医師等からの指導事項を守ることができるようにするための措置)を事業主の的確に伝達する連絡カードの様式変更	令和3年7月1日から施行

## 中小企業の範囲

下表の「①資本金の額または出資の総額」と「②常時使用する労働者の数」のいずれかを満たしていれば、中小企業に該当。常時使用する労働者数は、企業単位で判断。

業種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する従業員の数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業(サービス業、医療・福祉等)	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種 (製造業、建設業、運輸業等上記以外全て)	3億円以下	300人以下

※山口労働局HPQRコード



# 「働き方改革」 応援します

1

年次有給休暇  
年5日の確実な取得

2019年4月1日より施行

2

時間外労働の  
上限規制の導入

2019年4月1日より施行  
(中小企業:2020年4月1日)

3

正規と非正規の  
不合理な待遇差を禁止

2020年4月1日より施行  
(中小企業:2021年4月1日)

追加料金など一切なし

相談  
無料

働き方改革関連法が施行され、  
中小企業・小規模事業者間でも様々な見直しがされています。  
しかし、会社によって内容は必ずしも同じではありません。  
「経営者」「従業員」の双方にメリットがある改革をするために、  
まずは専門家にご相談ください。

「労務管理」「賃金制度」など、ビジネスサポートの専門家に相談してみましよう!!

## 助成金の活用

利用可能な各種助成金に関する  
アドバイスや、その申請方法について

## 生産性の向上

最低賃金の引上げに向けた  
生産性向上など環境整備について

## 労働時間の見直し

時間外労働を削減するための  
働き方の効率化や、業務の繁閑に  
対応した勤務体制の確立について

## 人手不足の解消

人材の確保・育成を目的とした  
雇用管理改善など、  
人材不足への対応について

## 働きがいを高める賃上げ策

「同一労働同一賃金ガイドライン」  
などを参考にした非正規雇用労働者の  
処遇改善について

働き方改革サポートオフィス山口

〈厚生労働省山口労働局委託事業〉 <https://public.lec-jp.com/hataraki-yamaguchi/>

携帯電話・  
タブレットから  
簡単アクセス



ご相談方法は  
お問い合わせ  
ください

# ご相談・利用できるサービスはコチラ

お電話・メール・来所  
いずれかでご相談

まずは社会保険労務士や経営コンサルタントが  
お悩みをお伺いします。

課題解決に向けた  
お手伝い  
〈無料で訪問支援〉

社会保険労務士等の専門家が  
事業所を複数回訪問し、課題解決のための  
改善提案をおこないます。

セミナーの開催  
〈無料で講師派遣〉

事業主団体、経済団体等が開催するセミナーに  
講師を派遣します。

ご相談窓口・お問い合わせ先

## 働き方改革サポートオフィス山口

〈厚生労働省山口労働局委託事業〉

〒753-0814 山口市吉敷下東1丁目7番37号  
アネックス鳳陽B

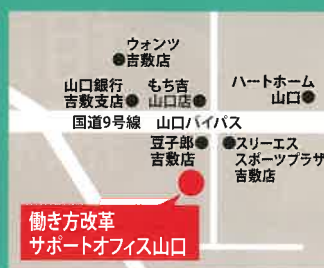
0120-172-223

受付時間

9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

E-mail

yamaguchi-hatarakikata@lec-jp.com



## FAX申込書

必要事項をご記入いただき、下記FAX番号にお送りください。  
FAXをいただければ、1週間以内にお電話で連絡いたします。

会社名				業種		
住所						
TEL		従業員数		メールアドレス	@	
担当者名(部署・役職含む)						
ご相談内容						
<input type="checkbox"/> 正規・非正規労働者の不合理な待遇差の禁止について						
<input type="checkbox"/> 働き方改革関連法全般について						
<input type="checkbox"/> 助成金について						
<input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制について						
<input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得について						
<input type="checkbox"/> 賃金規定の整備・賃金引上げに向けた環境整備						
<input type="checkbox"/> 人材確保に資する技術的な相談						
<input type="checkbox"/> その他 ( )						
訪問支援を希望しますか?						
			<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		

宛先 働き方改革サポートオフィス山口 行

FAX.083-902-1489